

銃砲刀剣類の登録照会業務実施要領の制定について(通達)

平成 3 年 9 月 30 日

熊保甲第 1172 号

〔沿革〕平成 5 年 3 月熊警甲第 738 号、16 年 8 月熊警第 1094 号改正

【概 要】

本通達は、猟銃等以外の建設用びょう打銃等及び刀剣類の管理の徹底を期するとともに、これに対する照会に即時対応できるシステムを導入し、銃砲刀剣類を使用した犯罪に迅速に対応するため、所持許可に係る銃砲刀剣類の登録及び照会業務等の実施要領を制定したものである。